

平成 2 2 年第 4 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 1 2 月 3 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 9 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 9 6 号 国土利用計画（第二次御代田町計画）案について
- 日程第 7 議案第 9 7 号 御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建築工事委託に関する変更協定について
- 日程第 8 議案第 9 8 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 9 9 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 0 号 御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 1 号 御代田町都市公園条例の全部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 4 号 平成 2 2 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 5 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 6 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案

について

日程第 17 議案第 107号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案

について

日程第 18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 19 陳情第 10号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の
大幅増員と夜勤改善を求める陳情

平成 2 2 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 3 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 1 2 月 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日	午前 1 0 時 3 1 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 1 2 月 3 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 1 2 月 3 日	午後 1 2 時 0 6 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会 議 録 署 名 議 員	10番 笹 沢 武
	11番 市 村 千恵子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	古 越 敏 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	重 田 勝 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 22 年 12 月 3 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 22 年第 4 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 22 年 12 月 3 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 13 件、諮問 1 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情 1 件が提出され、受理し
ました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般通告質問者は、古越日里議員他 7 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第２ 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第２ 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告いたします。

去る１１月２６日、午前１０時より、議会運営委員会を開催し、平成２２年第４回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案１件、事件案２件、条例案４件、予算案６件、諮問１件、計１４件であります。

９月定例会以降提出されました陳情は１件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より１２月１３日までの１１日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号１をご覧いただきたいと思います。

１３ページをお開き願いたいと思います。それでは、説明させていただきます。

平成２２年第４回御代田町議会定例会会期及び審議予定表ということで、説明させていただきます。

平成２２年第４回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	12月 3日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ

					議案上程
					議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日目	1 2 月	4 日	土曜日		議案調査
第 3 日目	1 2 月	5 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	1 2 月	6 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	1 2 月	7 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月	8 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月	9 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月	1 0 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
					特別委員会
第 9 日目	1 2 月	1 1 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月	1 2 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月	1 3 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

次に常任委員会開催日程でございます。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月	8 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
1 2 月	9 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月	8 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
1 2 月	9 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

次に全員協議会開催日程でございます。

全員協議会開催日程

1 2 月	1 0 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-------	-------	-----	----------	------

特別委員会の開催日程でございます。

特別委員会開催日程

廃棄物対策特別委員会

12月10日 金曜日 全協終了後 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月13日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月13日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

10番 笹沢 武議員

11番 市村千恵子議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議会の皆さまには、時節柄、何かとご多用のところを、平成22年第4回御代田町議会定例会にご参集を賜り、議会が開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

国の政治は混迷を深め、経済不況が続く中、5兆900億円の経済対策を盛り込んだ2010年度補正予算が26日に成立しました。この補正予算には、地域活性化交付金3,500億円が盛り込まれており、その中のきめ細かな交付金は、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施するよう支援を行う交付金として、また、住民生活に光を注ぐ交付金は、住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光があてられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援する交付金として、御代田町にも交付されることになりました。

詳細につきましては、まだ明らかになっておりませんが、いずれにしましても、町の経済の活性化と町民の生活を支える事業を町では早急に計画を立て、年内にも臨時議会の開会を、開催をお願いし、補正予算を提出するよう計画していきたいと考えております。

次に、御代田町にとって重大な課題となっておりますごみ焼却施設の建設計画について、報告をさせていただきます。

かねてより私の政治姿勢、町の基本方針として、ごみ処理は佐久地域一本がよいと考え、佐久市にごみ焼却施設の共同処理をお願いしてまいりました。11月10日の信濃毎日新聞によると、11月9日に佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会の白井委員長が、第1順位は平根地区舟ヶ沢、第2順位は内山地区西和田とする調査検討結果の報告書を柳田佐久市長に手渡しました。市長は地元区に伝え、最終候補地の選定に入ると述べたと報道されました。

11月11日に、佐久市より、佐久市の平根地区が第1候補に決定された経過を説明され、平根地区は御代田町の隣接地なので、ごみ焼却施設建設に際して協力要請がありました。

11月18日木曜日、佐久市役所応接室において、公式に、御代田町としては、佐久市、軽井沢町、立科町の新たなごみ焼却施設に、御代田町も共同処理の正式な一員として参加させていただきたい旨、お願いをしてきました。

以上が、ごみ焼却施設の新施設建設計画についての報告内容です。

さて、私が町長になって3年9カ月が過ぎようとしております。議会の皆さまには、この間に提案をさせていただきました予算案及び決算につきまして、全議案をご決定、ご承認いただきまして、それぞれの事業が順調に実施することができました。議会の皆さまのご支援とご協力に心からの感謝を申し上げる次第であります。

この間、私が取り組んできましたことは、前町政のもとで行き詰まっていた課題、混乱していた課題、解決が迫られていた課題に果敢に挑戦し、将来に向けて、安心が実感でき、かつ安定した町政の実現に向けた、まさに新しいまちづくりに体を張って挑戦した激動の3年9カ月でありました。この間に学んだことは、町政が安定しなければ、町の振興や発展の施策は実行できないということです。つまり、混乱こそ、最も大きな発展の壁だということです。

前回の議会で私は、私が町長として、町民の皆さまから負託された現在の町の発

展段階における歴史的使命について、答弁させていただきました。その基本は、御代田町がこれから発展するうえでの障害物を1つひとつ取り除いて、新たな町の発展の基礎づくりに貢献することが、私に与えられた最大の歴史的使命であると自覚しております。

1つは、町発展の最大の障害物であり、行政に深く食い込んで、町政と町民生活を混乱させていた同和対策事業の全面的な廃止を行い、将来に向けて、決して復活を許さないという課題でした。

2つ目は、近隣の市町村や企業、国や県、あるいは町の社会福祉協議会などとの友好的な関係づくりです。とりわけ、対立的な関係にまで悪化をしておりました佐久市との友好的な関係づくりという課題でした。

3つ目は、前町政のもとでとまっていたまちづくり交付金事業を私の決断でスタートさせて、将来に向けて、安心して安全に生活するための道路や水路などの大規模な改修を行い、中学校の新校舎の建設を計画どおり実施するという課題でした。

4つ目は、これまでの御代田町の歴史の中で安定的な処理ができずに、常に不安定な状況にあったごみ処理の課題です。将来に向けて、町のごみが安心して処理ができて、町の財政的にも負担が軽い佐久地域全体でのごみ焼却施設の建設という課題でした。

私が、次期町長選挙に立候補するにあたり、私が追っている4つの大きな課題に対して、歴史的使命が1期4年の中で果たされたのかどうかという視点から検証してみました。

まず、第1点目の同和対策事業の完全な廃止と復活を許さないという課題です。この課題は、将来に向けて、復活する危険性はないのかと言えば、安心できるような状況までありません。同和事業の復活を狙う勢力の動きが、町長選挙が近づく中で強まっていることも事実です。

もう1つの大きな不安な動きが、長野県政です。長野県は、あの田中知事のおかげに、部落解放同盟などへの団体補助金を廃止しました。しかし、その後の県政の中で、人権政策、とりわけ、部落開放同盟などからの同和事業の復活を求める声が強まり、復活の議論が進められてきました。

今年2月には、長野県人権政策推進基本方針が取りまとめられ、同和問題につきましては、相談体制の構築や教育、啓発などに加えて、課題解決に向けた施策の推

進ということで、同和事業が復活する可能性が色濃くなってまいりました。

長野県で同和事業が復活をしてしまったら、御代田町の中の同和事業の復活を狙っている勢力が勢いづくことは間違いありません。私に課せられた使命は、長野県政による同和事業の復活に向けた危険な動きの強まりという情勢の変化の中で、二期目に向けた私の責任として、御代田町での同和事業の復活の目を完全に排除することにあると思っております。4年前の同和事業と部落開放同盟の支配に戻すわけには、何があってもいけません。

2つ目の課題である近隣の市町村や国・県、更には町の社会福祉協議会などとの友好な関係づくりは、着々と順調に進んでいます。佐久市との関係も、三浦前市長のときから粘り強く努力を積み重ね、これまで何としても佐久市が受け入れなかった西屋敷から御代田を通して佐久市岩村田、浅間総合病院までの路線バスの共同運行も、佐久市のご協力をいただいて実現し、町の経費の節減になりました。

柳田市長との関係は、更に強まりつつあると実感しています。町の龍神まつりが始まって以来、初めて柳田佐久市長に来ていただき、あいさつをいただきました。これも、友好な関係の大きなあかしです。

国との関係では、厚生労働省への職員の派遣を今年から始めまして、お年寄りや地域の方々が集うことができる施設の建設が、塩野区と一里塚区で今年厚生労働省の補助金6,000万円を得て始まります。

この事業は、まさに始まったばかりであり、これからの御代田町の高齢者対策や介護の問題を考えたときに、私が粘り強くつくり上げてきた厚生労働省やその事業に関連する市町村との友好な関係と人脈を、今後、この事業を始めた私の責任において、更に強めていかなければなりません。

また、町と社会福祉協議会との関係では、残念なことに、ある時期から社協への町職員の派遣もなくなってしまい、関係がきわめて希薄になっていました。私は、この間、関係の改善に努力を重ね、私が社協の朝礼に呼ばれてあいさつをさせていただくまでに改善しました。

また、社協の事業に対する町の支援も強めるなど、町全体の福祉の充実という大目標に向けて協同するという、本来の社協と町との関係に改善が進んでいます。しかし、この課題も、本格的に私の責任として、これからも引き続き取り組んでいかなければならない課題であると思っております。

3つ目の課題であるまちづくり交付金事業については、おおむね25億円を予定している近年にない大規模な事業です。

町にとって、長年懸案になっていた道路や水路の改修で、主には、駅と役場周辺の道路の2車線化と歩道のバリアフリー化、しなの鉄道を渡る栄橋の架け替え、形状の悪い交差点の変更、通称桜並木道路の安全な歩道と道路の改修、中学校南側の平和台からの道路との形状の悪い交差点の改良、過去に土石流によって犠牲者を出した塩野区の大排水路の整備、更には災害時の緊急通報システムなど、これからが本格的な事業となります。

私は、まちづくり交付金事業をスタートさせた町長として、最後まで事業をやり遂げる責任があります。

4つ目の課題として、将来に向けて、町のごみが安定的に処理ができて、なおかつ、町の財政的にも負担が軽い佐久地域全体でのごみ焼却施設の建設という課題です。

私のこの4年間の取り組みは、きわめて大きな困難に何度も何度も直面する中で、まさに一步一步慎重に、かつ丁寧に進めなければならない挑戦の毎日となりました。

このたび、ようやく佐久市による新施設建設の方向性が出されてきました。ごみ焼却施設の建設に向けて、佐久地域が一体となった事業の推進は、いち早く佐久地域で1つの焼却場の建設が望ましいという町の方針を決めて推進してきた御代田町として、まさに私の町長としての政治生命をかけた大事業です。

御代田町、あるいは佐久地域全体の将来を決すと言っても過言ではないこの事業の成功のために、引き続き力を傾注しなければなりません。

この事業は、私と柳田市長との信頼関係、御代田町と佐久市との信頼関係を気づいてきた私でなければ絶対に成功させることはできません。

次に、私の2期目に向けた公約とも言うべき事業について、述べさせていただきます。

1つは、御代田町の今後のまちづくりの基本であり、中心となる健康なまちづくり推進プロジェクトです。この事業につきましては、現在、保健師と管理栄養士を2倍に増員して、近隣自治体の中でトップクラスの成果を上げている特定健診や、県内でもすぐれた取り組みとなっている5歳児健診、妊産婦健診、全国で御代田町だけが実施しているウォーキングポールへの2,000円の補助など、多彩な事業

に取り組みを始めています。

行政が進めているすべての事業に健康づくりを中心に位置づけるという壮大な目標に対して、これはスタートしたばかりです。この課題も、私の発案で出発させた町の基本となる事業ですので、私の責任で成し遂げていかなければならないと考えています。

更に今後、私が２期目に向けて推進しなければならない事業としましては、不況のもとで深刻化している雇用問題の解決として、来年度に予定をしている約２億円の補助金を県から受けての緊急の雇用対策を進めます。

また、子育て世代が安心して働くことができる環境の整備として、保育園と児童館での受け入れ時間の延長も緊急の課題として計画します。また、共働き家庭が子育てを安心してできるように、小学校高学年の放課後及び夏休みなどの長期休みでの受け入れ体制の整備を目標とする学童保育のいち早い整備を進めます。あわせて、総合的な子育て支援を進めるために、子育て支援センターの整備を進めます。

社会問題となっている子宮頸がんワクチンへの補助や子どもたちを対象にしたヒブワクチンと、高齢者が対象になる肺炎球菌ワクチンへの補助も早急に進めます。

国のレベルでは、毎年１兆円ずつ医療費が増加します。町の国保会計は、急増する医療費で厳しい状況にあります。将来に向けて、国保会計の安定的な運営と国保加入者の負担を軽減する目的で、全国の３分の２の市町村が実施している国保会計への一般会計からの予算の繰り入れを来年度から必要に応じて進めます。

農業の問題では、農業の課題では、新たな農産物の直売所としての道の駅の設置と都会の方々が御代田町を訪れて、地域で農業体験ができる滞在型の施設、クラインガルテンの建設を進めます。

企業活動に対する支援では、町内の企業の海外移転や産業の空洞化、雇用の悪化を防ぐための施策として、法人会などから要望が強い課題として、現在、町の法人税として決められている超過税率１４．７％を引き下げて、佐久市や小諸市と同じ中間税率１３．５％への引き下げも早急に計画します。

地域での自然保護や里山の整備、特産品の取り組みなど、意欲あるグループ活動や自主的な活動を支援するための町独自の制度も、来年度から計画しております。

こうした町民益のためのさまざまな事業を早急に、かつ安定的に実行していくためには、何よりも安定した町政とその継続性が必要であるという結論に至りました。

以上、申し上げましたが、私の町長としての歴史的使命を果たすうえで、この4年間の努力によって、町発展の障害を取り除いて、前進への道筋をつけることができたと考えております。しかし、それはまだ不安定さを残した発展段階であるということも事実です。

私に課せられた責任は、2期目に向けて、同和事業の復活など、暗く混乱した町政への後戻りを絶対に許さず、始まった改革を本格的な前進に向けて、安定した町政の実現に、さらなる挑戦をしなければなりません。

以上のような理由から、2月20日執行の次期町長選挙に立候補することを決意をいたしました。

本定例会に提案させていただいております案件は、人事案1件、事件案2件、条例改正案4件、平成22年度一般会計と特別会計5件の補正予算案6件、諮問1件の計14件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、人事案であります。この12月31日をもって固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、1名の方が任期が終了、満了するため、次期委員の選任同意をお願いするものであります。

事件案につきましては、平成7年12月に作成しました国土利用計画（御代田町計画）の目標年限が経過することから、その見直し作業を行い、今後15年間の町土の利用に関する行政上の指針として、あらためて作成、策定しました国土利用計画（第二次御代田町計画）案と委託工事内容の精査を行った結果、委託費が減額となる御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建設工事委託に関する変更協定の締結について、議会の議決を求めるものです。

条例案につきましては、国民健康保険法関連要領の一部改正に伴う御代田町国民健康保険税条例の一部改正と国民健康保険法の一部改正に伴う御代田町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものです。

御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する条例案につきましては、平成21年度をもって、条例、本条例の定める25棟の農業近代化施設の払い下げが完了したことから、条例の廃止をお願いするものです。

また、御代田町都市公園条例の全部を改正する条例案につきましては、現行条例では、都市公園のみの設置及び管理を定めていますが、町内にはそれ以外にも町が

管理する公園が存在していることから、これらすべての公園について、適切な管理を行うこととするため、条例名についても、「御代田町公園条例」に改める全部改正をお願いするものです。

次に、平成22年度一般会計の補正予算ですが、歳入、歳出、それぞれ9,184万円を増額し、合計73億3,988万円とするものです。

歳出の主な内容は、農林水産業費で、清万地区のため池整備などを行う農業活性化緊急基盤整備事業として2,700万円、土木費では、まちづくり交付金事業の道路事業費分5,000万円を計上しました。

歳入につきましては、歳出でお願いしている農業活性化緊急基盤整備事業やまちづくり交付金事業の財源として、国庫支出金で3,914万円、町債で2,360万円等を計上しました。

また、特別会計においては、5会計で、総額3,711万円の増額補正をお願いしたところです。

諮問につきましては、来年3月31日をもって、人権擁護委員4名のうち1名の方の任期が満了するため、次期委員の推薦にあたりまして、意見を求めるものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げまして、第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき

同意を求めることについて―――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第95号について、ご説明をさせていただきます。

議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田3935番地15

氏 名 塚田 武彦

生年月日 昭和12年9月28日生

平成22年12月3日提出

御代田町長

この関係につきましては、先ほど町長招集のあいさつでも申し上げましたけれども、地方税法の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、町に固定資産評価審査委員会を設置してございます。

現在の委員は3名でありますけれども、今回、3期目をお願いしている塚田武彦委員の任期が平成22年12月31日、今年いっぱいをもちまして任期が満了となります。そのため、再任をお願いするものであります。

なお、選任の同意をいただきました場合の新たな任期についてであります。平成23年1月1日から平成25年12月31日までの3年間です。

以上のおりご提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第96号 国土利用計画（第二次御代田町計画）案

について―――

○議長（柳澤 治君） 議案第96号 国土利用計画（第二次御代田町計画）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の4ページをお願いをいたします。

議案第96号 国土利用計画（第二次御代田町計画）案について、ご説明をいたします。

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第3項の規定によって、国土利用計画（第二次御代田町計画）を、別冊のとおり定める。

次ページ以降に計画書がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をしたいと思います。

本計画案は、平成7年に策定した第一次計画の目標年次である本年12月に計画が終了することにより策定した第二次の計画案であります。この計画案は、国土利用計画法に基づく全国計画、長野県計画を基本とし、また、地方自治法第2条第4項に規定されている御代田町基本構想に即した位置づけの計画となっております。

計画策定の経緯ですが、平成20年5月から土地利用の分析、将来フレームの検討を行い、以後、町内での検討作業を進め、本年2月には町民アンケートを実施し、その結果等を踏まえまして、各課との個別法の調整、それから町内組織でありますふれあいのまちづくり委員会を開催し、素案の策定を行いました。

そして、本年11月18日、この計画を審議いただきます環境保全審議会を開催いたしまして、町長から計画案に対する諮問を行い、同月29日に答申をいただきました。

この計画は、平成37年までの今後15年間の町土利用に関する行政上の指針であることから、基本理念である公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の

確保と町土の均衡ある発展を図ってまいる計画案でございます。

よろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第7 議案第97号 御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの
建築工事委託に関する変更協定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第7 議案第97号 御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建築工事委託に関する変更協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第97号 御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建築工事委託に関する変更協定について、ご説明申し上げます。

契約の金額でございますが、変更前3億6,000万円、変更後3億5,700万円、300万円の減額をお願いするというものでございます。

この協定につきましては、処理水路の増加に伴う水処理施設及び汚泥処理施設の増設を行うため、平成21年6月30日に議会の議決を受けまして、22年度までの債務負担により、日本下水道事業団に委託して実施をしております。

当初協定、4億4,200万円、平成22年2月5日には、請負差金等によって8,200万円を減じまして3億6,000万円としていたものでございます。

今回、最終の精査、精算を行うものでありまして、300万円の減額をして、3億5,700万円とする変更協定をお願いするというものでございます。

なお、工事につきましては、順調に進捗をしております、この年内には引き渡しを受けられるという状況になっております。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第97号 御代田町公共下水道御代田浄化管理センターの建築工事委託に関する変更協定については、原案のとおり決しました。

――日程第8 議案第98号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第8 議案第98号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第98号について、ご説明をさせていただきます。

議案第98号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成22年12月3日提出

次のページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第27条第3号中「2年を経過する月までの間に限る」を「当分の間」に改める。

ということで、資料番号1、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。そちらで説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

こちら新旧対照表、右側のほう、「旧」の欄でご説明をさせていただきます。第27条「国民健康保険税の減免」という条項がございます。「町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものについては国民健康保険税を減免する」ということで、できる1つは、(1)として「災害等により生活が著しく困難」、あるいは(2)として「貧困により生活のために公私の扶助」、生活保護を受ける場合、あるいは今回の関係になります。第3号として「次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者」ということで、アとして、被保険者、国保ですが、の資格を取得した日において、65歳以上である者で、イとして、被保険者、国保の資格を取得した日において、次のいずれかに該当する者の被扶養者であった者。下の(ア)から(オ)の保険に加入している者の扶養家族であった者について、上のアンダーラインのところの「2年を経過する月までの間」に限り減免をするという規定を、左側にありますように「当分の間」に改めるということでもあります。

例で申し上げますと、例えば、夫婦の方で、夫が75歳になると、会社等で加入していた健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。その扶養家族であった奥さん、65歳以上の方に限りなんです。新たに国保に加入することになります。加入することによって、国保税を負担することになりますので、その奥さん、いままで扶養家族であったときは、保険税の課税はされていなかったということにかんがみながら、激変緩和措置として、国保の資格を取得した日から「2年間に限り、保険税が減免、軽減されていた」というものを、「当分の間、減免する」という形に改めるというものです。

この「当分の間」についてでありますけれども、現在、国、厚生労働省のほうでは、後期高齢者医療制度そのものを平成25年3月末をもって廃止するというような方向で検討がされているという状況でございます。

この後期高齢者医療制度における扶養家族に対する保険料減免措置も、当分の間、継続されるということで、国民健康保険税においても、この減免措置、「2年間」というのを「当分の間」、これから先を考えますと、約3年間ありますけれども、そういった形で減免できる期間を延長するというように改めるものでございます。

議案書に戻っていただいて、附則であります、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。適用区分であります、第2条として、改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するというところでございます。

以上、提案申し上げますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第9 議案第99号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第9 議案第99号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第99号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

9ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

御代田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則 施行期日 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の御代田町国民健康保険条例第10条の規定は、平成22年5月19日から適用する。

本改正につきましては、上級法令でございます国民健康保険法の改正に伴うものでございまして、改正前の「第72条の4」が削除されて、「72条の5」が繰り上がったというものでございまして、この改正前の「72条の4」は、「医療費が著しく多額で、国から安定化措置が必要と指定された市町村が指定年度の翌々年の一般会計から基準超過費用額の2分の1相当額を特別会計に繰り入れなければならない」という規定が撤廃されたということで、1条繰り上がるものであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第10 議案第100号 御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第100号 御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武者建一郎産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第100号 御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する条例案について御代田町農業近代化施設設置条例（昭和60年御代田町条例第13号）を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

平成22年12月3日提出

御代田町農業近代化施設設置条例を廃止する条例（案）

御代田町農業近代化施設設置条例（昭和60年御代田町条例第13号）は、廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

この本条例につきましては、25棟の農業近代化施設、ガラス温室等の払い下げが完了し、本条例の役割を終えたため、廃止するものでございます。

なお、施設の払い下げにつきましては、平成17年の第4回議会定例会において、25棟を一括して議決を受けておりましたが、1棟が補助事業の財産処分による処分制限期間が平成21年3月31日であったため、この払い下げ完了を待って、本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第11 議案第101号 御代田町都市公園条例の全部を改正する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第11 議案第101号 御代田町都市公園条例の全部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第101号 御代田町都市公園条例の全部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この条例は、公園の定義、設置、管理、一般者の、一般の方々の占用、一時使用

等について定めたものでありまして、平成11年より運用されていたものであります。現行の条例は、都市公園のみの部分でございました。

しかし、町内には、それ以外にも町が管理する公園が多数存在をしております。適切な管理を行ううえで、すべての公園に対して、設置及び管理についての条例の整備が必要と考えられ、御代田町公園条例として改正を行いたいというものでございます。

改正にあたって、特に考慮された点でございますが、1つ目として、現行の条例では、雪窓湖公園、これは雪窓湖ですが、については、都市公園として位置づけをしておりましたが、都市公園法に基づく設置基準には、適合するものではないというものでございまして、今回は、その他公園に変更をしていきたいと。

それから2つ目として、今後、まちづくり交付金事業等で予定をしております、ほかの事業でも関連をしてくるわけですが、ポケットパーク整備事業、このような用地購入において、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り協議において、条例での位置づけが必要であるということで、県の土地対策室よりも指導を受けているということで、全体の公園の条例化をしていきたいと。

それから3つ目では、宅地分譲開発において設置をされた緑地公園、これは町が管理を行うこととされている公園でございますが、町内に23カ所、既に存在をしております。これらの管理は、いままで明瞭化されておりましたので、時々トラブルを招いていたということでございます。

今回、条例整備を行って、適切な管理、これは分譲地の住民の方々と管理協定等を締結して、地元で管理をしていただくというような方法も考えておりますが、そういった適正な管理を行いたいというものでございます。

公園の数であります。都市公園が現在3公園、その他公園で6公園、緑地公園で23公園、計32公園管理するということになるというものでございます。

条例の内容ですが、新旧対照表、用意をいたしました。資料番号2をご覧くださいと思います。資料番号2で、赤で表示してある部分が新しく追加、改正をしたいというものでございます。

左側が新しいもので、右側が古いということでございまして、まず、総則でございまして、第2条に用語の定義、これを追加をさせていただいております。広義、広い意味で町立公園、その中に狭義の都市公園とその他公園、緑地公園として3つ

に分けていきたいという用語の定義でございます。

それから2ページからの第1節、都市公園の管理については、いままでとほとんど変更がございません。若干字句の変更をしているというのみでございます。6ページをお願いします。6ページからの第2節、これは都市公園以外、その他公園の管理ということでございまして、今回新しく追加をさせていただくものでございますが、設置、管理に関するものでありまして、内容的には、都市公園の第1節のほうの規定を準用するというようになっておりますので、ほとんど、その文言を入れているということでございます。

それから8ページで、第3章の緑地公園の管理でございますが、いわゆる開発緑地と言われているものでありまして、分譲開発をするときに緑地を何%確保しなさいということでございまして、そういったものの開発緑地でございますが、今回も、これも新たに新設となるものでございます。

この8ページの27条、28条で管理協定をお願いするというのをうたっております。

それから以下は、それ以降につきましては、町立公園の規定を準用するというものでございまして、基本的には同じ考え方でうたっております。

それから10ページでございますが、雑則です。届出、損害賠償、使用料等の記述でありまして、多少言い回しを変えておりますが、より明確化を図ったということでございます。

11ページ、附則で、施行期日、この条例は、平成23年1月1日から施行するというので、来年の1月1日から施行したいというものでございます。

それから12ページでは、これは別表関係になりますが、都市公園とその他公園の名称、位置を表示してございます。左の一番上、都市公園が雪窓公園、やまゆり公園、龍神の杜公園の3つ、それからその他公園、駅前広場公園からやまゆりパークまでの6カ所、これをその他公園と位置づけるということでございます。

以下は、料金等にかかわる部分で、変更はございません。使用料ですとか、占用、そういったものの関係で、いままでどおり変更はございません。

それから13ページの下の方から14ページにかけて、全23カ所の緑地公園、これの名称、位置を表示してございます。これは、いわゆる開発緑地と言われている部分でございますが、23カ所ございまして、それを表示してございます。

全部改正ということですが、基本的には、いままでの都市公園条例の内容をその他公園と緑地公園、それにあてはめたということですが、よろしくお願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

声が小さいので、もう少し大きい声を出してください。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 12 議案第 102号 平成 22年度御代田町一般会計補正

予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 12 議案第 102号 平成 22年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の 27 ページをお願いいたします。

議案第 102号 平成 22年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22年度御代田町の一般会計補正予算（第 4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 9, 184 万 3, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 73 億 3, 988 万 1, 000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページの第1表歳入歳出予算補正をお願いをいたします。この内容につきましては、資料番号3をお出しいただきたいと思っております。そちらのほうでご説明をしたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。概要についてご説明を申し上げます。

平成22年度一般会計補正予算(第4号)

歳入、款12、分担金及び負担金。項1負担金。補正額914万7,000円の増額の補正であります。これにつきましては、主なもので、農業用施設工事負担金500万円ということで、馬瀬口の畑灌施設の負担金でございます。

それから款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額2,128万5,000円の増額の補正であります。まず、主なものですけれども、保育所の運営費の負担金755万円。これは、2分の1の国庫の負担金ということで、たんぼぼ保育園が24人から31人に増加したということで、国庫の負担金が増加したものであります。

続きまして、農業活性化緊急基盤整備負担金1,350万円。これにつきましては、先ほど申しあげました馬瀬口の畑灌と、それから清万のため池の工事であります。

続きまして、項2、国庫補助金。補正額で1,755万円の増額の補正であります。まちづくり交付金事業といたしまして1,750万円。西宮原長坂線でございます。

続きまして、款15、県支出金。項1、県負担金。補正額389万2,000円の増額であります。主な内容で、保育所の運営費の負担金377万5,000円でございます。これは、たんぼぼ保育園への負担金ということで、国が2分の1、県が2分の1ということで、あ、失礼しました、4分の1ということで、県分でございます。

続きまして、款16、財産収入。項1、財産運用収入。補正額333万4,000円の増額の補正でございます。財政調整基金等の預金利子ということで、333万4,000円の増額であります。

項 2、財産売却収入。補正額 2 6 3 万円です。主なものといたしまして、杉の子の幼稚園に、用地 3 2 7 . 4 5 平方メートルを売却したわけですが、その売却 2 7 5 万円ということで、これが主な内容でございます。

続きまして、款 1 8、繰入金。項 1、基金繰入金。補正額 1, 0 5 0 万円の増額の補正であります。これは、中学校の建替基金からの繰入金でありまして、共同調理場関係の備品、消耗品等でございます。

款 2 1、項 1、町債。補正額 2, 3 6 0 万円の増額の補正であります。主なものといたしまして、まちづくり交付金事業の起債分といたしまして、2, 4 3 0 万円の増額の補正であります。

補正の合計といたしまして、9, 1 8 4 万 3, 0 0 0 円でございます。

続きまして、まくっていただきまして 2 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額 5, 6 8 2 万 5, 0 0 0 円の減額の補正であります。まず、減額の補正といたしまして、一般職員の人件費 9 4 2 万 8, 0 0 0 円の減額の補正ということで、人事異動による減額であります。

続きまして、財政調整基金積立金 4, 8 2 0 万円の減額の補正であります。財政調整基金につきましては、補正の 2 号で、財調に 3 億 2, 0 0 0 万円、予算上積みさせていただきました。今回の予算の分、それから先ほど町長のほうからもあいさつがありましたけれども、国の補正予算ということで、今後、経済対策等で対応が必要になるということでございまして、その分も含めまして、今回、4, 8 2 0 万円の減額の補正をさせていただき、財源として充てさせていただく補正でございます。

それから款 3、民生費。項 1、社会福祉費。補正額で 8 5 9 万 3, 0 0 0 円の増額の補正であります。主なものといたしまして、国庫補助負担金返還金 3 1 4 万 3, 0 0 0 円の補正であります。内容は、平成 2 1 年度の障害者自立支援金の給付費の還付金ということで、2 1 年度の精算分を還付すると、これを返還するというものでございます。

続きまして、項 2 の児童福祉費。補正額で 1, 0 3 6 万円の増額の補正であります。主なものといたしまして、先ほど歳入のほうでご説明をいたしましたとおり、たんぼ保育園の運営費の負担金 7 5 1 万 2, 0 0 0 円の増額の補正であります。先ほ

どの国庫と県費をあわせますと、これを超えるわけですけれども、その分について、いままで一般財源で見えておりましたけれども、これを国庫と県費に振り替えるということになります。

続きますして、款４、衛生費。項１、保健衛生費。補正額で１，１６１万１，０００円の増額の補正でございます。主なものといたしまして、医療提供体制推進事業補助金１，０００万円ということでありまして、御代田中央記念病院が人工透析の機械を１３台購入するということで、それに対します補助金であります。

続きますして、款６、農林水産業費。項３、農地費。補正額２，６３９万９，０００円であります。主なものといたしまして、農業活性化緊急基盤整備事業で２，７００万円ということで、先ほど入のところでもご説明申し上げましたけれども、馬瀬口の畑灌への事業といたしまして１，０００万円、それから清万のため池事業ということで１，７００万円、設計費等を含めまして１，７００万円の事業であります。

続きますして、款８、土木費。項２、道路橋梁費。補正額５，０３２万２，０００円の増額の補正であります。まちづくり交付金事業ということで、５，０００万円。これも入のところでご説明いたしましたけれども、西宮原長坂線のまち交事業でございます。

続きますして、項４、都市計画費。補正額で６２３万５，０００円の減であります。主なものといたしまして、公共下水道特別会計の繰出金６３４万２，０００円の減額の補正であります。収入等で、消費税の還付金等があったと、増ということでありまして、これらに伴いまして、一般会計からの繰り出しを減らすというものであります。

次の３ページをお願いいたします。款９、消防費。項１、消防費。補正額で２９１万１，０００円の減額であります。主なものといたしまして、佐久広域連合消防費の負担金１７０万３，０００円の減額の補正であります。

続きますして、款１０、教育費。項１、教育総務費。補正額１，４９９万３，０００円の増額の補正であります。一般職の人件費４４５万５，０００円。人事異動によるものでございます。

それから、共同調理場の備品購入費３５０万円。それから、中学校の第３期工事の委託料２０６万円ということでありまして、第３期工事といたしまして、来年度、既存校舎の解体、それからグラウンドの造成工事等があるわけですけれども、それ

の単価の入れ替え等の委託料でございます。

続きまして、項2、小学校費。補正額233万3,000円の増額の補正であります。北小のプレイルームの間仕切工事298万2,000円。それから北小のキュービクルの交換工事、入札が終わりまして、減額のほうで122万2,000円の減額の補正であります。

続きまして、項4、社会教育費。補正額104万円の減額の補正であります。生涯学習基本構想印刷費120万円の減であります。

総額で、失礼しました、14、予備費。補正額で3,239万1,000円の増額の補正であります。これも先ほど申し上げましたけれども、合計で、予備費で6,145万3,000円になるわけですけれども、今後の国の補正に対応するため、予備費に財調のほうから入れさせていただいたという内容のものでございます。

続きまして、予算書の5ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

第2表地方債補正、変更、まちづくり交付金事業。補正前の額で限度額、5億2,860万円。起債の方法、利率、償還の方法については、書いてあるとおりであります。補正後の額ということで、限度額、5億5,290万円の増額、増えております。これは、2,430万円の増額の補正であります。

続きまして、施設整備事業（一般財源化分）ということで、消防の積載車2台分のものであります。補正前の額が610万円。補正後の額が540万円ということで、70万円の減額の補正であります。起債の方法、利率、償還の方法については、同じでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案上程中ではありますが……、失礼しました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 議席番号9番 武井であります。

議長に、質疑に入る前に許可をいただきたいと思っております。質疑の内容上、少々意

見を申し上げなければならない点がありますので、意見を申すことに許可をいただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 上程議案に関する意見ですか。はい。

○9番（武井 武君） はい。それでは、議長から許可をいただきましたので、少々お聞きをしてみたいと思います。

先ほど、課長のほうから説明がありました資料番号3番によりますと、各歳出項目の中で、一般職員人件費の総務費、総務管理費と議会費につきましては減額でございましたが、あと各項目ごとに出てくる一般職員人件費が増額になっているわけがあります。

当然、11月30日臨時会において、人事院勧告による給料引き下げ、あるいは手当等の引き下げを議決をしたわけでありますけれども、なぜ、ここで一般職員の人件費を上げてこなければならなかったのかということでございます。

特にお聞きしたいのは、社会、民生費、款3の民生費の中の児童福祉費、目3、4のやまゆり保育園あるいは雪窓保育園の一般給料なんです。そのところをなぜ上げてこなければならなかったのか、まず、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） まず、1点目のご質問からお答えいたします。

今回、去る11月30日の臨時議会において、人事院勧告の減額分について、議決、条例改正等を議決をいただいたところではありますが、今回の補正予算につきましては、その国の動向が不透明な部分があったことから、人事院勧告分の減額補正については、先の議会にお願いをするということで見合わせてあります。ですから、含まれておりません。

それと、民生費の関係で、人件費が増額になっているのはなぜかということですが、こちらにつきましては、その人事異動等に伴う昇格人事を行ったことによる増額ということであります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） わかりました。その点はわかったわけですが、そのわずかな増額の、民生費の増額なわけなんです。そこで意見を申し上げたいわけですが、町長は、規則、あるいは条例、法則、当然それは順守して町政運営

にあたりますというわけなんです。御代田町の自律推進計画には、人件費を節減します、節約しますと書かれてあるわけです。当然、議会もそれを了として、18人の定員を14名にし、あるいは農業委員会も減らし、各審議会、審査会、あるいは委員会も人数を減らす、あるいは年報酬、月報酬を日当制にしながら減らしてきたわけなんです。人件費を。それを、それなのに、なぜここで人事、人事異動だ、それ昇格だ、何だとしなければならないことが起きたんでしょかということなんです。

11月30日の人事院勧告に基づくところの御代田町の組織規則をいただきました。課、局長については6級、課長補佐については5級、係長、主幹については4級ということでした。その中の第三段には、課長職はこういう仕事をするんです、課長補佐職はこういう仕事をするんです、係長、主幹職はこういう仕事をするんですということを明確にうたわれているわけなんです。何で年度途中、しかも10月にこの昇格をしなければならなかったのか。どんな仕事が増えたんですかと。

課長補佐制をつくったのは、大変申しわけないですけども、私が総務課長時代に町長と話をし、町の中でも大課制をしきながら、職員を、職員を減らしながら、職員の人件費を節減していこうということで、大課制をしき折りに課長の職務がいろんな課と一緒にすると職務が増えてくる。とてもじゃないけど、課長1人では課の掌握はできない。そういう中から補佐制、補佐制をしいて、補佐にも課長の仕事分担をやっていただこうということで、補佐制をしいてきたんです。

ですから、ここにも、第三段に書いてあるとおりでと思うんです。それなのに、何で10月1日、年度途中で職員の異動をかけなければならなかったのか。

あるいは、議会事務局の係長なんです。私は、4月にひとつ議長に言って文句を言おうかなと思っていただけですけども、自律推進計画の中で、職員給料を下げていかなければならないということでございましたから、ヒラ職の係長でも我慢をしたわけなんです。なぜ今度はここで議会事務局の課長補佐職をヒラ職にしながら、10月1日付でほかの課の職員を課長補佐、あるいは係長職に上げなければならなかった理由。

それから副町長もそれは当然知っていると思いますけども、副町長は、職員管理の中で、町長にどういう意見を申し上げ、10月1日の異動に踏み切ったか、教

えてください。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。いまのは、一応関連、意見というより関連質問としてとっておきますので、もう質問を2回ととっておきます。

○9番（武井 武君） はい。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回のことを捉えて、町の職員給与が増加しているというような印象を与えるご質問をいただきましたけれども、町の職員給与は、総体として、毎年減少をしているということは事実であります。したがって、自律推進計画に基づいて、人件費は、年度年度で言いますと、着実に減少をしているということでもあります。

また、御代田町につきましては、職員数も非常に少ない中で行っております。例えば、御代田町の職員数は、全国の類似団体の中で、少ないほうから、職員が少ないほうから7番目ということで、全国的にも非常に少ない職員数で、人件費を、当然計画どおり抑えて事業を進めております。

例えば、県内の類似団体で見ますと、佐久穂町と池田町ということで比較をしてみますと、御代田町の、単純に比較できる、他の自治体と比較できる事業は、普通会計ということで見ますけれども、普通会計で言いますと、人口1万人あたりで御代田町の職員数が74.78人となっております。しかし、同規模の池田町では86.34人、佐久穂町では122.85人ということで、県内の類似団体と比べても、非常に少ない職員数でやっております。今回の事態だけを捉えて、職員給与が上がっているというご指摘はあたらないと思っております。

それから、この10月になぜ人事異動を行ったのかということですが、これは、来年4月に、いま共同調理場の中学校の建設を進めておりまして、来年4月の学校の開校にあたりまして、学校給食を始めていくという計画になっております。したがって、この中学校での学校給食、共同調理場の準備に万全を期すということから、担当の職員を置く必要性が生まれまして、したがって、この10月に人事を行って、体制を整えました。

もう1点、議会事務局職員の件について、ご質問がありましたけれども、議会事務局の職員の人事につきましては、事前に議長と事前協議をさせていただく中で、

議長の了解をいただきまして、私どもとしては人事を行っております。

あとは何かありましたでしょうか。

それから、昇格についてのお問い合わせですけれども、昇格人事につきましては、当然、この人事につきましては、今回の昇格につきましても、私の権限の範囲内での人事だということでありまして、私の判断によって行ったものでありますので、この点については、そのようにご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（柳澤 治君） 副町長。中山副町長。

（副町長 中山 悟君 登壇）

○副町長（中山 悟君） 武井議員のご質問にお答えしたいと思います。

私といたしましては、職員全体の人事評価、その他の書類から判断いたしまして、昇格に適する、適当であると、そういう全体的な判断をします。また、その課におきまして、先ほど武井議員がおっしゃっておられたように、課長がいて、課長補佐がいない。ただし、業務上、非常に多岐にわたっている業務につきましても課長補佐がいないところには、課長補佐ということも考えたうえで、総合的に判断したうえで町長とお話をしながら、昇格というか、につきましては、考えております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。武井 武議員、三度目の質問になりますから、まとめに入ってください。

○9番（武井 武君） はい。まとめますよ。

あのですね、町長、先ほど、答弁の中で、佐久穂町だとか、池田町等を上げて言いましたけれども、自律推進計画をつくるときに、土屋 清町長の時代からも御代田町はその前から職員数は減らしてきているんです。その当時から、もう御代田町は、県下においても類似団体に比較すれば、非常に少ない職員で仕事をしていたんです。そうですけれども、自律をするためには、まだまだ、一割以上の職員カットが必要でしょうということで、人件費が一番のネックになりますから、そういうことで議員も、議員定数も削減をし、農業委員会の定数も削減をし、審議会委員も削減をしてきたんです。

それで、町長がやったわけじゃないでしょう。それでですね、この御代田町組織規則、課、局長、課長補佐、仕事を書いてあるんです。何で10月1日から保育園に係長2名が必要なんですか。それから、それを聞いているんですよ。だから、答

弁になっていないんです。だから、何で10月1日からほかの課長補佐にも上がった職員もいますよ。何でいま、そこのあれはわかりました。教育委員会の共同調理場をやって、準備担当職員、それは10月1日ですから、4月1日からはわかりませんから、その課はわかりましたけれども、いままで係長職で十分できていた仕事だ。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。武井 武議員に申します。

ただいま22年度御代田町一般会計補正予算の審議を行っています。

○9番（武井 武君） そのとおりですよ。

○議長（柳澤 治君） 議題として行っています。

○9番（武井 武君） そのとおりです。

○議長（柳澤 治君） その中の人件費について、発言していると思いますが、役職、役職というか人事の、あんまりこの提出議題から外れた質疑はしないでください。

○9番（武井 武君） ですから、それは町長の権限内で人事をやるのは当然のことです。ございますから、この人件費、わずかではありますけれども、係長職から課長職、課長補佐職に上がれば、給料は上がるでしょう。人件費は上がるんです。ヒラ職から係長に上がれば、当然のことながら給料は上がるんです。人件費は上がるんですよ。

ですから、10月1日付のこの異動のときに、この三段の事務文書表のとおりの仕事の何が増えたから、どういう仕事が増えたから、保育所の一般職員を10月1日で係長職に上げなきゃならないんですか。課長職になぜ上げなければならないんですかということを知っているんです。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、町の職員数、また、職員給与、その点につきましては、当然、私としては、自律推進のまちづくり、自律協働のまちづくり推進計画に基づいて進めているということは、従前より申し上げております。

（「それはわかっています」と呼ぶ者あり）

いま、人事の問題で質問されておりますけれども、別に10月に人事を行っても、4月に行っても、昇給すれば、給料が上がるというのは。

（「昇給はいいんですよ、昇給は」と呼ぶ者あり）

当然のことです。

（「昇給はいいんですよ」と呼ぶ者あり）

- 議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。雑談にならないようにしてください。
- 町長（茂木祐司君） それについては、当然、昇格については、町の規定によって行われるものでありますので、当然のことであります。

この人事につきましては、それは私が、そのいろんな事業を進めるうえで、また、今後の状況を見ていくうえで、必要な、必要と思われる人事を私の権限の範囲内で行ったことでありまして、もし、私が行った人事が権限の範囲外であるというご指摘であれば、それはそれでご指摘いただければいいわけですがけれども、そういうものではないと考えております。以上です。

- 9番（武井 武君） 3回目になったわけですがけれども。
- 議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。
- 9番（武井 武君） 全然答弁になっていないでしょう。答弁に。
- 議長（柳澤 治君） 会議規則第54条第2項の規定により、発言を禁止いたします。3回を超えていますので。

- 9番（武井 武君） はい。答えになっていないということ、答弁になっていないということ、申し上げて、回数になりましたので、終わります。
- 議長（柳澤 治君） ほかに質問はございませんか。市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

- 11番（市村千恵子君） 11番 市村千恵子です。

1点、お聞きしたいと思います。済みません。

ページ、18ページですがけれども、款4の衛生費。目4の環境衛生費であります。済みません、静かにしていただけますでしょうか。説明のほうなのですが、環境衛生一般経費で、佐久水道企業団子ども手当負担金31万2,000円とあるわけですがけれども、何か今回初めて出てきた内容なのかなと思う中で、この子ども手当負担金というものがどういう負担なのか、その内容についてお願いします。

- 議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

- 町民課長（尾台清注君） それでは、ただいまの佐久水道企業団子ども手当負担金31万2,000円についてでございますけれども、佐久水道企業団等の一部事務組合の職員を含めた地方公務員の子ども手当等の国庫負担については、地方特例交付金及び普通交付税の基準財政需要額において、措置されております。

なお、この普通交付税等は、一部事務組合等には交付されておられません。そのため、一部事務組合の職員分については、組合を構成する市町村の国勢調査人口で按分し、交付税等が算定されています。

また、地方公営企業職員の子ども手当等に要する経費は、地方公営企業会計への繰出基準において、地方公営企業職員にかかる子ども手当等のうち、3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額から、児童1人あたり7,000円を除いた額とするというふうに定められております。

佐久水道企業団からも、この要請、繰り出しの依頼がありました。このため、地方特例交付金及び普通交付税で措置されている金額を繰出基準に基づき、交付税措置計算と同様に計算し、繰り出すことといたしました。

なお、水道関係経費は、この衛生費のほうから支出するということとされておりますので、こちらのほうに計上させていただきました。以上です。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかにご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案上程中ではありますが、この際暫時休憩といたします。

（午前11時32分）

（休 憩）

（午前11時43分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第13 議案第103号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第13 議案第103号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第103号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてをご説明申し上げます。

今回の補正は、主に、退職被保険者にかかる保険給付費の増額に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2,829万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ15億8,895万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。既定額に2,905万2,000円を増額するものでございます。給付費増大に伴う交付金の増大、増額でございます。

6、款6、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。既定額から75万4,000円を減額するものでございまして、交付額決定に伴う減額でございます。

歳入合計でございますが、既定額に2,829万8,000円を増額し、15億8,895万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。既定額に2,711万1,000円を増額するものです。項2、高額療養費。既定額に205万2,000円を増額するものでございますが、この項1、2は、一般被保険者から退職被保険者への職権により位置づけを行ったことによりまして、増大をしてきております。

款8、保健事業費。項2、保健事業費。既定額に65万1,000円を増額する

ものでございまして、産休代替のための臨時職員賃金でございます。

款 11、予備費。項 1、予備費でございますが、既定額から 151 万 6,000 円を減額するものでございます。

歳出合計、既定額に 2,829 万 8,000 円を増額し、15 億 8,895 万 4,000 円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 14 議案第 104 号 平成 22 年度御代田町老人保健医療特別会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 14 議案第 104 号 平成 22 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の 29 ページをお願いいたします。

議案第 104 号 平成 22 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、医療諸費の減少見込みによるものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 25 万円を減額

し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ115万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、項1、支払基金交付金。既定額から19万9,000円を減額するものです。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から12万円を減額するものです。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から3万3,000円を減額するものです。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から24万8,000円を減額するものです。

款1から款4までの関係につきましては、医療費の減額見込みに対応した減額を見込んでございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に4,000円を増額するもので、繰越額の確定によるものです。

款6、諸収入。項2、雑入。34万6,000円を増額でございます。これは、医療費の算定誤りによる返納金でございます。

歳入合計が、既定額に25万円を、既定額から25万円を減額し、115万4,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1の総務費につきましては、財源変更でございます。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。40万円の減額でございます。支払見込み額の減少によるものでございます。

款3、諸支出金。項1、償還金。15万円の増額でございます。これは返還金を県基金、県費へ償還するための増額補正でございます。

歳出合計といたしまして、既定額から25万円を減額し、115万4,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第105号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第105号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第105号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、主に介護サービス費の項目間での予算額を調整するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ30万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,239万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。30万6,000円でございます。包括人

権センターの人件費分の繰り入れでございます。

歳入合計が、既定額に30万6,000円を加えまして、9億4,239万7,000円とするものでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、これは、目間の予算の組み替えを行ったものでございます。

款3、地域支援事業費。項1、包括的支援事業・任意事業費でございますが、既定額に30万6,000円を増額するものでございます。人管等によるものでございます。

それから款5、諸支出金。項1、諸支出金でございますが、既定額に3万円の増額。これは、還付金でございます。

款6、生活介護支援サポーター養成事業費でございます。これにつきましては、目間の予算の組み替えでございます。

款7、予備費。項1、予備費。既定額から3万円を減額するものです。

歳出合計が、既定額に30万6,000円を加えまして、増額しまして、9億4,239万7,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第106号 平成22年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第16 議案第106号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第106号 平成22年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてをご説明いたします。

今回の補正につきましては、保険料の増収見込みと人間ドック受診者増に伴う補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,226万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料。既定額に145万5,000円を増額するもので、新規被保険者分でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に15万円を増額するもので、人間ドック補助分の繰り入れでございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。既定額に4万5,000円を増額するもので、延滞金でございます。

歳入合計が、既定額に165万円を増額し、9,226万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、同じ項目でございます。既定額に105万1,000円を増額するもので、保険料、延滞金等の増収分でございます。

款3、保健事業費。項2、同じ項目でございます。既定額に15万円を増額するものでございます。これは、人間ドック補助金でございます。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございまして、既定額に10万円を増額するものでございまして、これは還付金でございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額から10万1,000円を減額するものです。

歳出合計が、既定額に165万円を増額し、9,226万1,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第107号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別

会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第17 議案第107号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書32ページをお開き願いたいと思います。

議案第107号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ710万6,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億8,115万2,000円とする。

地方債の補正でございますが、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるということでございまして、2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1、分担金及び負担金。項1、負担金。200万円でございます。これにつきましては、一括納入、それから中途付加の方々の増によるというものでございます。

それから使用料及び手数料。使用料。70万円でございます。滞納繰越分でありまして、見込みの増ということでございます。

それから国庫支出金。国庫補助金。165万円の減額でございます。先ほどご承認をいただきました処理場の増設工事の減額によるものでございまして、事業費300万円に対する補助率10分の5.5の相当額ということでございます。

それから繰入金。他会計繰入金。634万2,000円の減でございます。今回、収入額の全体の増によりまして、一般会計からの繰り入れを減額するというものでございます。

それから諸収入。雑入で659万8,000円。これは、先ほど一般会計のほうの説明にもございましたとおり、消費税の還付がございまして、その分と、それから施設が雷によって被災をしたということで、その保険金が入りますので、その増額でございます。

それから町債でございます。580万円の増で、中学建て替えですとか、新規住宅着工の増。最近非常に増えておりまして、その公共柵の取り出し等、こういったものに対する事業費が増えてございまして、それに対する起債の増額ということでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。補正額710万6,000円でございます。これは、先ほど説明申し上げました雷による処理施設の被災の修繕費、それから経年劣化が進んできておりまして、それに伴う修繕費の増をお願いをしたいということでございます。

次の公債費につきましては、財源変更ということで、補正額には変更ございません。

それから4ページ、地方債の補正でございます。公共下水道事業で、限度額、補正前が1億2,200万円、補正後で1億2,800万円ということでございます。起債の方法、利率、償還方法等については、従前どおり変更はございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第96号、議案第98号から議案第107号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて――

○議長（柳澤 治君） 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定によって、議会の意見を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田 4 1 0 8 番地 1 2 2 3

氏 名 味木 春子

生年月日 昭和 1 8 年 5 月 1 8 日生

現人権擁護委員の味木春子氏につきましては、平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了となります。委員の推薦にあたりましては、人権擁護委員法の規定により、町長が議会の意見をお伺いし、推薦することになってございます。

推薦の理由でございますが、味木さんは第 1 期目でございます。佐久地区協議会で事務局委員として活躍中でございます。人格、識見も高く、積極的に常設相談所の活動にかかわっておられます。

また、女性に関する人権相談も多いことから、女性の人権擁護委員の登用も引き続き求められておりまして、町としては適任者であると考えての今回の推薦でございます。議会のご意見をちょうだいしたいということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第 1 号を採決いたします。

本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第 1 9 陳情第 1 0 号 I L O 看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護

労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 9 陳情第 1 0 号 I L O 看護条約・夜業条約に基づき、

医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情については、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後12時06分